

一般社団法人日本ロボット学会 会費の徴収および学会誌・欧文誌の配布に関する規程

2011年 3月 29日理事会制定
2011年 9月 7日理事会改定
2011年 11月 15日理事会改定
2012年 7月 13日理事会改定
2012年 10月 16日理事会改定
2017年 3月 22日理事会改定

第1条 正会員、学生会員 A、学生会員 B、準会員および賛助会員の会費は、原則として毎年1月～12月までの1ヶ年分を、その前年の12月末日までに徴収する。

第2条 別途規程で定める名誉会員および終身会員には会費の徴収を要しない。

第3条 毎年10月に次年度会費の納付書を会員に送付する。
2 未納者には同年および翌年の6月および10月に督促を行う。

第4条 会費の滞納が12ヶ月以上におよぶときは、学会誌の発送を停止する。
2 滞納後最初の10月に学会誌停止予告を行う。
3 上記にも拘わらず会費が納入されないときには翌年から送付を停止する。
4 学会誌停止後に滞納分の会費が納入された時には、停止後1年以内については、在庫のある場合に限り学会誌のバックナンバーを送付する。

第5条 会費の滞納後2年目の6月に定款第10条に定める会員資格の喪失の予告を行う。
2 上記にも拘わらず会費が納入されないときには2年目の10月に最後の督促および会員資格の喪失の再予告を行う。
3 上記にも拘わらず会費が納入されないときには2年目の12月末をもって、会員資格を喪失する。
4 会費滞納による会員資格喪失者から1年以内に復会の申出があったときは、滞納会費および復会年度会費を納入することによって復会を認める。会費滞納による会員資格喪失から1年を経過した後の再入会希望については未納金相当額（会費滞納による会員資格喪失直近2年間の会費）、入会金および再入会希望年の年会費を納入することによって再入会を認める。
5 復会、再入会時のバックナンバー送付については、保証しない。

第6条 正会員及び学生会員 A の新入会員には、加入確定以降に発行される学会誌から送付を開始する。ただしその加入年度分の学会誌のバックナンバーに余裕がある場合には、希望者にこれらを送付できる。

第7条 名誉会員、正会員及び学生会員 A には学会誌の配布を行い、学生会員 B、終身会員及び準会員には学会誌の配布は行わない。
2 全ての個人会員は、発刊1年以内の学会誌に掲載される記事の本文を電子閲覧できる。

第8条 全ての個人会員は、欧文誌は学会ホームページ上での無料電子閲覧ができる。閲覧方法については別途定める。また、会員資格を喪失した者は欧文誌の無料電子閲覧の資格を失う。
2 会員資格を喪失した者は、発刊1年以内の学会誌に掲載される記事の本文の電子閲覧の資格を失う。

第9条 国外に在住の会員に対しては、会費と伴に所定の年間国外郵送料の納入がある場合、学会誌の発送を行う。年間国外郵送料の納入が無い場合は、国外への学会誌の発送は行わない。ただし、第8条に記載するように欧文誌の電子閲覧は可能とする。

第10条 この規程の改廃は、庶務理事・財務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2011年3月29日より実施する。
2. 本規程は2011年9月7日より改定実施する。
3. 本規程は2011年11月15日より改定実施する。
4. 本規程は2012年7月13日より改定実施する。
5. 本規程は2012年10月16日に改定し、2013年1月1日より実施する。
6. 本規程は2017年3月22日に改定し、2018年1月1日より実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会会費の徴収および学会誌・欧文誌の配布に関する規程」の正文であることを確認する。

2017年3月22日

署名

印